



## 萬民和楽

日光二荒神社 | 麻掛け大國縁結び金運UP

### もくじ

- ▶ 4つの「止まらない」に歯止めをかける年に…………… 2
- ▶ 食料自給率を高め、日本の食料安全保障を守れ…………… 3
- ▶ 食料・農業・農村基本法、約20年ぶりに見直しへ…………… 4
- ▶ 関西の食を作る人々(第10回)…………… 7
- ▶ 2024 農民会館 野菜カレンダー…………… 10

# 食料・農業・農村基本法、 約20年ぶりに見直しへ

岸上 光克



造改革を目指した農業の持  
続的発展という農業政策と  
人口減少社会を見据えた農  
村政策を合わせたものでし  
た。また、「食料自給率の  
向上」も政策目標に定めら  
れていました。

そして、**図2** から新基  
本法の基本理念を確認する  
と、「国民一人一人の食料  
安全保障の確立」、「環境等  
に配慮した持続可能な農  
業・食料産業への転換」、「食  
料の安定供給を担う生産性  
の高い農業経営の育成・確  
保」、「農村への移住・関係  
人口の増加、地域コミュニ  
ティの維持、農業インフラ  
の機能確保」が掲げられて  
います。

## はじめに

令和5年9月11日、農  
林水産省の食料・農業・農村  
政策審議会が農政の憲法で  
ある現行基本法見直しに関  
する最終とりまとめを決定  
し、答申しました。2024  
年通常国会での食料・農業・  
農村基本法改正案の提出が  
予定されています。

今回は、現行基本法見直  
しの背景や農業基本法(旧  
基本法)・食料・農業・農  
村基本法(現行基本法)・  
見直し法(新基本法)の理  
念の比較とともに、新基本

法の内容を整理し、その論  
点について若干のコメント  
を行います。

## 現行基本法 見直しの背景

今回の基本法見直しの背  
景として、以下の点があげ  
られます。第1に、ウクラ  
イナ侵攻を契機とした輸入  
農産物価格・資材価格の高  
騰や異常気象による生産の  
不安定化などによって、食  
料安全保障への危機感の高  
まりがあります。第2に、  
農業による環境負荷の高ま  
りのもと、みどりの食料シ

ステム戦略で示されたよう  
な2050年を見据えた持  
続可能な農業生産システム  
への転換が世界的規模で要  
請されています。第3に、  
担い手の減少と高齢化が一  
層進み、農業と農村の維持  
がまったなしで困難に直面  
しています。

現行基本法の制定から約  
20年が経過し、前記のよう  
な日本の食料・農業・農村  
を取り巻く情勢がこれまで  
経験したことのないレベル  
で変化していることから、  
現行基本法を見直すことが  
なりました。**図1**は、そ

## 旧基本法と 現行基本法と

### 新基本法の理念比較

の見直しの方向をまとめた  
ものです。

釈迦に説法かもしれませんが、  
んが、これまでの基本法の  
理念について確認しておき  
ます。旧基本法は、「農工  
間の所得均衡」と「自立経  
営の確立」の実現による農  
家の地位向上を目指してい  
ました。現行基本法は、「食  
料の安定供給」と「農業の  
多面的機能の発揮」を掲げ、  
農業の生産性向上および構

## 新基本法の基本的施策

**①食料に関する基本的施策**  
食料安全保障の定義を見  
直し、国民一人一人に食  
料を届けるための食料シス  
テムを構築するとしていま  
す。キーワードとして、食  
品のアクセス、適正な価格

図1

～「食料・農業・農村基本法」の見直しを行っています～

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつまでも、安く、食料が手に入る時代はなくなる。

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけでなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、平時から、食料安全保障に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、安定した食料供給を図ります。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、食料を届ける力を整えます。
- 輸出を応援し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、消費者の理解を得ながら、食料システム全体の中で適正な価格形成を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは、

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減などを目指します。

農業生産を持続するためにどうするか。20年後には農業者が現在の1/3程度になる。

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何ができる？農村の地域社会が維持できなくなる。

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、ICT導入やDXの取組等による作業の効率化を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備し、保全管理しやすくする取り組みを進めます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、農業インフラを地域全体で維持管理していく取組を進めます。



形成、食品産業の持続的な発展、バリエーションの創出と新たな需要の開拓、食料消費施策と食品安全、輸出入施策、備蓄施策、世界の食料安全保障強化の観

点からの国際協力の推進があげられています。②農業に関する基本的施策 今日的な情勢において効果的かつ安定的な農業経

資料：農林水産省 HP より (https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/)

図2

食料・農業・農村政策審議会 答申(概要) ①

現行基本法制定後の約20年間にわたる情勢の変化

- 国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化
  - ・世界人口：約60億(1999年)→約80億を突破(2022年)
  - ・異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、供給価格の高騰
- 食料・農業をめぐる国際的な議論の進展
  - ・食料安全保障に関する国際的な議論
    - 「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活のためのニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養のある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
    - SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する国際的な議論
- 国際的な経済力の劣化と我が国の経済的地位の低下
  - ・我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
  - ・1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
  - ・輸入額としての影響力の低下
    - ・新輸入額1位 1999年日本(40%)→2021年中国(29%)
  - ・経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
  - ・環境負荷低減の目標(2050年以上にはたもつフレンドリーで安楽かつ持続可能な食料)の達成に向けて食料価格を上げることが必要となる
- 我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小
  - ・我が国人口：2025年ピークに達し、高齢化率29%(2020年)
  - ・食料を届ける力の減退(2024年以降、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難等の増加)
  - ・国内の食市場の縮小
  - ・国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(0.402億円(2020年)→1兆4,148億円(2022年))
- 農業者の減少と生産性を高める技術革新
  - ・基幹的農業従事者
    - ・240万人(2000年)→123万人(2022年)
    - ・60歳未満者が約2割(約25万人)(2022年)
  - ・農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
  - ・スマート農業・農業DXによる生産性向上
- 農村人口の減少・集約の縮小による農業を支える力の減退
  - ・都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
  - ・集約機能を維持できない9戸以下の農家の増加

今後20年を見据えた課題と対策

- 平準における食料安全保障
  - ・気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
  - ・買・賣的に十分な食料を確保できない国民の増加
- 国内市場の縮小
  - ・減少する国内市場向け投資の減少
- 持続性に関する国際ルールへの強化
  - ・環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- 農業従事者の急激な減少
  - ・少数の経営体で食料生産を行う必要
  - ・雇用労働力は全産業で取り合い
- 農村人口の減少による集約機能の低下
  - ・自然減による農村人口の急減
  - ・集約の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

- (1) 国民一人一人の食料安全保障の確保
  - 国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたって入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の確保を図る。
  - ①食料の安定供給のための総合的な取組
    - 国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視
  - ②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善
    - 買い物困難等の解消に向けて地域の食料調達、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者に対するフードバンク等の活動への支援等
  - ③海外市場も視野に入れた産業への転換
    - 農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換
  - ④適正な価格形成に向けた取組の推進
    - 消費者や事業者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築
- (2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
  - 食料供給以外の、正多面的価値の適切な発揮と併せて、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定供給できるように、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保
  - 集約する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大任を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や集約促進による農地の集約・集約化に加え、これらの農業経営の持続発展の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。
- (4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持・農業インフラの機能確保
  - 都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集約機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

資料：第42回食料・農業・農村政策審議会配布資料『答申概要』令和5年9月11日

営を位置づけることとしています。キーワードとして、個人経営の経営発展の支援、農業法人の経営基盤の強化等、多様な農業人材の位置づけ、スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによ

る生産性の向上、農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進、知的財産の保護・活用の推進、災害や気候変動への対応強化、生産資材の国産化の推進などがあげられています。

④環境に関する基本的施策 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮すること、また、みどりの食料システム法に基づいた取り組みを基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進めることとしています。キーワードとして、持続可能な農業の主流化、食料供給以外での持続可能性、持続可能な食品産業、消費者の環

P R O F I L E



岸上 光克 (きしがみ みつよし)

兵庫県伊丹市生まれ  
現在、和歌山大学経済学部教授・同大学食農総合研究教育センター長／専門は農協共販論・農産物流通論・地域づくり戦略／2005年大阪府立大学大学院農学生命科学研究科博士後期課程修了 博士(農学)／民間企業、行政、(独)水産大学校を経て現職

境や持続可能性への理解醸成があげられています。

新基本法をめぐる論点

①食料自給率の位置づけ

現行基本法が目指した食料自給率向上は達成されておらず、2030年度までに食料自給率をカロリーベースで45%とする政府目標も実現困難な状況にある

と考えられます。現行基本法では、食料自給率向上が政策目標として掲げられており、食料安全保障の中心と位置づけられています。しかし、今回の答申をみると、あまり強調されていません。また、平成27年に登場した「食料自給力」も見当たりません。これは、「食料安全保障の事実上の定義変更」と考えられます

① 国民にとってわかりやすく、食料の安定供給のキーワードであった食料自給率をどのように扱うのか、そのあり方と数値目標の設定が注目されます。

②適正な価格形成の実現

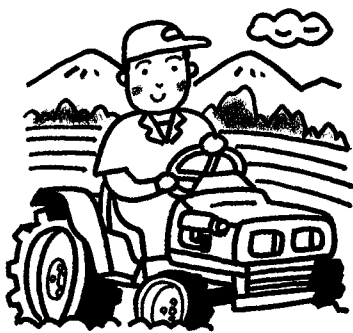
これまでを類をみないような生産資材等の価格高騰がみられるなかで、生産者にとって適正な価格形成が求められています。今回の答申では「需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成の実現に向け、課題の分析を行う」と

①「食料安全保障の事実上の定義変更」の詳細な内容については、田代洋一「食料・農業・農村基本法の見直し」『農業・農協問題研究』農業・農協問題研究所報82号、2023年11月に詳しく記載されています。加えて、その他、新基本法をめぐる論点もまとめられています。

フードチェーンの各段階での「コストを把握し、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する」とされています。本当に、食料システム全体(業界全体)の理解を得ることができると、また、生産者への価格転嫁は最終的に消費者価格の上昇につながりますが、消費者の理解を得ることができると、さらに、価格転嫁に係る制度を創設することも、その財源はどこから確保するのか、多くの疑問が残ります。その実現性が疑われます。

③環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

環境保全型農業等について、従来から政策では推進されてきましたが、十分な成果をあげているとは思えません。本当に、「環境負荷低減を行う農業を主流化する」ことは可能なのでしょうか。みどりの食料システム戦略とともに、生産者の十分な理解を得ずに、唐突に打ち出された答申のように感じられます。一方で、消費者をみて、有機農業(有機農産物)への関心も徐々に高まっているようにも思いますが、環境負荷や人権に配慮した食への



識が十分に醸成されているとは言えないと思います。このような状況のもと、環境負荷低減を行う農業について一定の拡大は可能かもしれないませんが、「主流化する」ことは難しいように思います。

おわりに

答申において、食料・農業・農村に加え、環境視点が加えられたことは評価できますが、その実現性とともに、農業・農村政策の深掘りが不十分である点(目新しい視点がないこと)は否めません。2024年の新基本法案の国会提出までに、生産者から消費者まで国民全員が「自分事」としてとらえられるとともに、国民的関心事となり、その内容がブラッシュアップされることを期待しています。

